

新たに光源が点滅する構造の 青色防犯灯(パトライト)の装備 が可能となりました！



これまで青色防犯灯については、他の車両への影響等から回転式に限定しており、点滅式の使用を認めていませんでした。

今回新たに点滅式の青色防犯灯も使用が認められたので、今後は「**回転式又は点滅式**」の青色防犯灯を装備することができます。

令和4年9月7日から、各種申請様式を変更しておりますので、[県警公式ホームページ](#)をご確認の上、申請をお願いします。

MEMO

パトロール実施者証について

パトロール実施者証は、青色防犯パトロール講習を受講した方に交付しており、青パトを使用する際に携行する必要がありますが、全ての乗車員が携行する必要はなく、「**運転者に限らず、乗員のうち1名**」が携行すれば足够了。

団体の隊員全員がパトロール実施者証を取得していただく必要はありません。

